



りそな銀行アジアニュース

平成 23 年 2 月 23 日

りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【香港駐在員事務所/台湾】

中台間の「两岸経済協力枠組み協定 (ECFA)」発効について

中台間の「两岸経済協力枠組み協定 (ECFA)」が締結され、「商品貿易」「サービス貿易」のアーリーハーベスト (関税の早期引き下げ・サービス貿易に対する規制緩和) が、2011 年 1 月 1 日より実施されました。これにより、中台間の貿易面・投資面での自由化が加速することとなります。以下にその概要を紹介いたします。

1. 商品貿易のアーリーハーベスト (関税の早期引き下げ) 【第 7 条】

台湾製品 557 品目・中国製品 267 品目を対象とし、2011 年 1 月 1 日より関税引下げを段階的に実施。2013 年には関税ゼロとなる。

<関税引下げのスケジュール>

2009 年時点の最恵国待遇関税率		2011 年 1 月～	2012 年 1 月～	2013 年 1 月～
台湾製品に対する 中国側の関税	0%以上 5%以下	0%		
	5%超 15%以下	5%	0%	
	15%超	10%	5%	0%
中国製品に対する 台湾側の関税	0%以上 2.5%以下	0%		
	2.5%超 7.5%以下	2.5%	0%	
	7.5%超	5%	2.5%	0%

2. サービス貿易のアーリーハーベスト (規制緩和の早期実施) 【第 8 条】

	第1段階	第2段階
台湾が中国に開放 (計 9 項目)	①研究開発サービス提供のための営業拠点設置 ②会議運営サービスの提供 ③中国との共同制作映画の公開枠を年間 10 本まで認める ④台湾営業拠点設置仲介サービスの提供 ⑤航空会社の座席予約システムの提供 <2010 年 11 月 1 日より実施>	⑥製品設計サービスの提供 ⑦共催による展示会運営サービスの提供 ⑧スポーツ・レジャーサービスの提供 ⑨銀行業 <2011 年 1 月 1 日より実施>
中国が台湾に開放 (計 11 項目)	①会計監査のライセンス制限緩和 (臨時運営許可証の有効期間を半年から 1 年に延長) ②台湾映画の輸入枠制限の撤廃 ③ソフトウェア、データ処理サービスの提供 ④自然科学、工学技術の研究開発・実験 ⑤会議運営サービスの提供 <2010 年 10 月 28 日より実施>	⑥専門的な設計サービス提供 ⑦病院 ⑧航空機のメンテナンスサービス提供 ⑨銀行業 ⑩保険業 ⑪証券・先物取引業 <2011 年 1 月 1 日より実施>

【出所: 两岸経済協力枠組み協定 (ECFA) 原文】

照会先: 法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京) 電話 03-6704-2723
(大阪) 電話 06-6268-6257

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に關しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。

* 禁無断転載